

一般財団法人島根県建築住宅センター建築物エネルギー消費性能
適合性判定業務約款

(契約履行)

第1条 建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）の提出者若しくは通知者又は軽微変更該当証明（以下「証明」という。）の申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、一般財団法人島根県建築住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「規程」という。）及びこの約款（規程第7条第1項から第3項までの規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）及び引受承諾書を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(責務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を行い、甲に対し、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める文書を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 適合判定通知書、適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定できない旨の通知書

(2) 軽微変更該当証明書交付業務 軽微変更該当証明書、軽微変更該当しない旨の通知書又は軽微変更該当するかどうかを決定できない旨の通知書

2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 甲は、規程に基づき算定され、引受承諾書に記載された額の判定料金を第4条第1項に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納めなければならない。

4 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求がある場合は、乙の業務遂行に必要な範囲内において、業務の対象の計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

5 甲は、乙の業務において、提出書類等に関し、審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備、不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正、追加説明等の必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、業務を引き受けた日から14日を経過する日とする。

2 規程第11条第3項の規定により乙が甲に通知書を交付した場合、乙の業務期日は、当該通知書に記載された延長する期間に相当する28日の範囲内の日数を前項の日に加えた日とする。

3 乙は、甲が前条第3項から第5項まで及び第5条第1項に規定する責務を怠ったときその他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要な事項については甲乙協議して定める。

(判定料金の納入期日及び納入方法)

第4条 判定料金の納入期日は、判定料金に係る請求書の発行日から7日を経過する日又は適合判定通知書若しくは軽微変更該当証明書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付日の前日のいずれか早い日とする。

2 判定料金は、乙の指定する銀行口座に振込みにより納入しなければならない。なお、振込みに要する費用は、甲の負担とする。

3 前2項の規定は、甲乙協議のもと特に定めた場合は、適用しない。

(審査中の計画変更)

第5条 甲は、適合判定通知書等の交付前に甲の都合により計画を変更する場合は、当該計画の提出、通知又は申請（以下「提出等」という。）を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の計画を乙に再度提出等をする場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の規定により提出等の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする

る。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、業務を業務期日までに完了せず、またその見込がないとき。

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって提出等を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、既に判定料金を納入しているときは、その判定料金の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、既に判定料金が納入されているときはその判定料金を甲に返還せず、未だ判定料金が納入されていないときはその判定料金の納入を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、判定料金を納入期日までに納入しないとき。

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、既に判定料金が納入されているときはその手数料を甲に返還せず、未だ判定料金が納入されていないときはその判定料金の納入を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物が建築基準法その他の法令に適合することを保証しない。

2 乙は、業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等の交付後に発覚した場合、当該業務の結果に責任を負わない。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(個人情報の利用目的)

第10条 乙は、一般財団法人島根県建築住宅センター個人情報保護要綱に基づき、この契約による業務で得た情報を、業務上の連絡調整、法令に基づく保管及び行政庁への報告、各種統計処理等に必要範囲内で利用することができるものとする。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附 則

この約款は、令和6年4月1日から施行する。